

論文紹介：人口減少時代の「関係人口」と地方交付税

伊藤久雄（NPO 法人まちぼっとスタッフ）

地方自治総合研究所発行の月刊『自治総研』2026 年 8 月コラムに『人口減少時代の「関係人口」と地方交付税』という論文（沼尾波子著）が掲載された。この中で特に注目したのは韓国の「潜在人口」という概念（二地域居住より幅が広い）である。これは人の移動や地域での活動を可視化しようという取り組みであるが、さらに韓国政府は、人口減少地域における「滞在人口」を普通交付税の基準財政需要額算定に反映する方針を示しているという（日本では「関係人口」といつている）。

日本でも税源の偏在」が与党税調でも議論され、東京一極集中の問題と合わせて議論が始まっている。本稿では韓国の「潜在人口」の取組みを紹介するとともに、日本の課題にも触れることとしたい。

1. 韓国の「潜在人口」とは

「人口減少時代の「関係人口」と地方交付税」

掲載誌 月刊自治総研 2026 年 8 月号 2026 年 8 月コラム

著 者 沼尾波子 地方自治総合研究所研究理事・東洋大学国際学部教授

本コラムは、地方自治総合研究所発行の月刊『自治総研』2026 年 8 月コラムに掲載されたものである。標題のとおり、「関係人口」の広がりに伴う追加的な行政需要の発生とそれに伴う財政需要を、自治体はどう賄えばいいかを論じたものであり、コラムという体裁ではあっても時宜に適った論文である。

「関係人口」は、当該地域の「住民」ではないが、その地域に滞在し、継続的なつながりをもつ人々、テレワーク等の普及を背景に、都市と地方を行き来する二地域居住を实践すると人びと、山村留学や保育園留学などや観光・ビジネスでの来訪を含め、政府の後押しもあって、人口減少が甚だしい地域などの期待も高まっている。

課題は増加する財政需要をどうするかであり、その一つとして最近では、宿泊税や訪問税等の独自課税や料金など、来訪者に一定の負担を求める取り組みが広がっているが、筆者はもう一つ考えるべきこととして財政調整制度のあり方を提起する。これが本論文の眼目である。

私（伊藤）はまったく知らなかったが、韓国では政府が「人口減少地域対策の一環として生活人口統計を整備しており、住民登録人口、外国人登録人口に加え「滞在人口」を把握している」として、「滞在人口」に関する取り組みを紹介されている。この「滞在人口」

とカード会社の決済データなども組み合わせ、「住民登録人口だけでは捉えられない人の移動や地域での活動実態を可視化しようとしている点に特徴がある」と指摘する。

さらに韓国政府は、人口減少地域における「滞在人口」を普通交付税の基準財政需要額算定に反映する方針を示しているという。これは筆者が「住民登録人口だけでは捉えにくい人の往来を把握し、人口減少地域で生じる追加的な行政需要を交付税算定に反映しようとするものといえる」と捉えている。まさに「人口減少時代の「関係人口」と地方交付税」という標題につながるわけである。この「潜在人口」の財政需要への反映は人口減少地域を対象にすることとしているとされるが、韓国政府の今後の取組みを注視していきたいものである。

2. 日本での議論

日本では「関係人口」や「交流人口」の議論は、人口減少が進む地方・地域の活性化の施策として取り組まれている。しかしまだ、財政需要への対応は宿泊税や宮島訪問税（宮島を訪れる観光客などに課される）などに限定され、地方交付税全般の議論には至っていない。（なお、立岡健二郎氏（日本総研）の論文を関係資料で紹介する）

日本では、都道府県間の税源偏在論争が喧しい。令和 8 年度税制改正大綱では以下のよう
に 9 年度税調において結論をえるとされている。

<令和 8 年度与党税制改正大綱> （令和 8 年度東京予算概要から）

○「近年、地方税収が増加する中で、令和 6 年度・7 年度の東京都の財源超過額が 2 年連続で過去最高となるなど、都市・地方の財政力格差が拡大している。こうした状況を背景に行政サービスの地域間格差も拡大して」いるなどとし、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置」として、以下の内容を検討し、「令和 9 年度税制改正において結論を得る。」と明記された。

➤□新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とする

➤□法人事業税所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高める

○さらに、特別区の土地に係る固定資産税については、「著しく税収が偏在している状況」とした上で、「必要な措置を検討し、令和 9 年度以降の税制改正において結論を得る。」との考えが示された。

なお 2025 年 11 月に公表された「地方財政審議会・地方税制のあり方に関する検討会報告書－税収の偏在や財政力格差に係る原因・課題の分析等－でも、東京一極集中がもたらす課題と税収の偏在是正の必要性には紙幅を割いているものの、税収の偏在是正の必要性については具体的な言及はない。

＜税収の偏在是正の必要性＞（概要から）

- 経済活動の東京一極集中は、企業行動を最適化した結果から生じる構造的な問題であり、一過性のものではない。
- 東京都の財源超過額は既に過去最高となっており、現状の地方公共団体間の財政力格差を放置すれば、財政力格差が拡大する蓋然性が高い。
- 地方公共団体間の財政力格差の是正を図るべく、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するための具体的な方策を講じるべき。

「具体的な方策を講じるべき」が地方財政審議会・地方税制のあり方に関する検討会の結論なのである。東京都も当然反論しているが、東京都と地方六団体が共通のテーブルに着き、地方税制のあり方、地方交付税制度のあり方について議論すべき課題である。与党税調に任せるような愚は避けるべきである。

＜関係資料＞

- 地方自治総合研究所 月刊『自治総研』2026年8月コラム
<https://jichisoken.jp/column/202608/>
- 地方財政審議会・地方税制のあり方に関する検討会報告書（2025年11月）
ー税収の偏在や財政力格差に係る原因・課題の分析等ー（概要）
https://www.soumu.go.jp/main_content/001042261.pdf
- 令和8年度税制改正大綱
https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129_1.pdf
- 都道府県間の税源偏在是正策の課題と今後の議論に求められる点 ー財政力格差の実態把握、税のあるべき論の徹底をー 2026年04月10日 立岡健二郎（日本総研）
<https://www.jri.co.jp/report/researchfocus/detail/16611/>
- 令和8年度東京都予算概要
https://www.zaimu1.metro.tokyo.lg.jp/zaisei/20260130_reiwa8nendo_tokyotoyosanganagaiyou/8yosanangaiyou.pdf